

求人者・求職者の皆様へ

事業所名：株式会社明香 許可番号（40-ユ 300422）

- ・ 取扱い職種の範囲等 職種（全職種） 地域（全国）
- ・ 手数料に関する事項

求人者から徴収する手数料については下記手数料表（消費税を除く）の通りです

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	手数料負担者は求人者としします。 <u>0</u> 円
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】	成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の <u>20%（または400,000円）</u> (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分）に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の <u>20%（または400,000円）</u> 手数料負担者は求人者としします。
求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス 【職業紹介の付加サービス】 * 上記職業紹介サービスに加えて、より専門的な相談・助言の付加サービスを行う場合	成功報酬 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の <u>20%（または400,000円）</u> 手数料負担者は求人者としします。

* 上記手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。

- ・ 求職者からは手数料を徴収いたしません。

・ 返戻金制度に関する事項

当事務所は返戻金制度（紹介した求職者が早期に離職した場合に、手数料の全部又は一部を返金する制度）を設けています。 詳細は下記の通りです。

- ・ 1ヶ月以内の自己退職者・・・紹介手数料より50%を返金する。
- ・ 2ヶ月以内の自己退職者・・・紹介手数料より25%を返金する。

許可番号 40-ユ-300422

事業所の名称及び所在地 株式会社 明香

福岡県福岡市東区箱崎 1丁目 28-6 コンチェルトマンション 1階